

令和 8 年度 河津町高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業業務委託
(重症化予防等業務) 仕様書

1. 委託業務名

令和 8 年度 河津町高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業業務委託 (重症化予防等業務)

2. 契約期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 26 日まで

3. 業務実績等

保健事業と介護予防の一体的実施事業業務 (重症化予防等業務) の実績

地方公共団体が発注した保健事業と介護予防の一体的実施事業業務 (重症化予防等業務) に関わる受注実績を有すること。

4. 委託業務内容

(1) 事業目的

高血圧症は心筋梗塞や脳卒中等のリスク因子となり、生活の質や社会経済的活力と社会保障資源に多大な影響を及ぼすことから適切な対策が必要である。後期高齢者健康診査 (以下「後期健診」という。) の受診者に対して、健診時の血圧結果に応じた予防改善のための保健指導及び重症化を予防するための受診勧奨を実施するとともに、その後の受診状況を確認することで、対象者の健康寿命の延伸を図ることを目的に事業を実施する。なお、事業内容については、厚生労働省「標準的な健診・保健指導プログラム (令和 6 年度版)」を参考に、後期高齢者の特性に配慮し、一体的実施の目的に沿って、フレイル予防及び生活習慣病の重症化予防に資する内容で実施すること。

更に同目的のため、その他健診会場にて健康状態が懸念される受診者及び、来所できない受診者には、訪問・電話等により保健指導を行う。

(2) 対象者

令和 8 年度の後期健診を受診する者のうち、高血圧Ⅱ度以上かつ服薬していない者及び健康状態が懸念される者 (想定人数: 40 人)

(3) 実施日時

- ①令和 8 年 10 月の後期健診実施日のうち 5 日間 (別紙のとおり)
- ②令和 8 年 11 月から 12 月の結果説明会実施日 2 日間
- ③令和 9 年 1 月から 3 月の受診確認 (評価) 3 日間 (打ち合わせにより決定)

(4) 業務内容

業務実施に際しては、町と打ち合わせを行い実施する。

ア. 保健指導の実施

①実施場所

河津町役場保健福祉センター

②保健指導の内容

受注者が、保健師又は管理栄養士を2名手配し、対面にて保健指導を行う。血圧管理の重要性、家庭血圧測定や減塩等の取り組みを促すとともに、医療機関への受診勧奨を実施する。

なお、健診会場で面接できなかった対象者に対しては、電話または訪問等の方法を用いて、保健指導を実施するものとする。

イ．受診確認（評価）

保健指導実施後、おおむね3か月後に電話等により受診状況や治療開始の有無等を確認する。

（5）物品準備

使用する物品（記録用紙、保健指導パンフレット等）の準備及び管理は、発注者が行う。

なお、それ以外に必要な物については、両者協議の上、決定する。

（6）実施報告書の作成

受注者は、事業実施日および従事者人数を一覧にまとめて、個々の評価及び全体の傾向等の評価を行い、実施報告書として発注者が指定する期日までに提出すること。

（7）保健指導の実施に係る記録および報告書等の作成・提供

ア．厚生労働省が定める標準的なデータファイル仕様に基づき、利用者個々について実施内容、結果等を電子データとして作成し、その電子データを格納した電子ファイルを暗号化の上CD-Rへ記録し、報告（提出）すること。なお、データ作成にあたり、間違いがないか必ず複数人にて確認すること。

イ．指導過程におけるアセスメントや指導内容を明記した各種記録類等は対象者毎に整理し、発注者へ提出すること。

ウ．上記提出時以外に、発注者が求めた場合は必要なデータを適宜提出すること。

エ．発注者が提供した個人データについて、最終的には発注者に全て返却すること。

5．個人負担金

事業対象者の個人負担金は無料とする。

6．業務委託料の請求及び支払い

- (1) 受注者は、委託業務完了後、速やかに業務完了報告書及び委託料支払請求書を作成し、発注者に提出すること。
- (2) 発注者は、業務完了報告及び委託料支払請求書を受理した後、1ヶ月以内に委託料を支払うものとする。

7. 個人情報の保護

- (1) 受注者は、委託業務に関して知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。また、この業務終了後も同様とする。
- (2) 受注者は、個人情報を発注者の指示する目的以外に使用してはならない。また、この業務により知り得た内容を第三者に提供してはならない。
- (3) 受注者は、この業務を実施するため個人情報を複写する場合は、発注者の許可なく複写してはならない。発注者の許可を受けて複写したときは、事業終了後に受注者に返却しなくてはならない。

8. その他

- (1) 受注者は、業務の全部を一括して、または本仕様書における業務の主たる部分を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、第三者が行っても差し支えないと発注者が認めた業務で、あらかじめ発注者の承諾を得た場合はその限りではない。
- (2) 本業務の遂行にあたり、事前打ち合わせを実施すること。また、必要に応じて発注者と随時連絡をとり、打ち合わせを行うものとする。

なお、本仕様書に定めのない事項及び本業務に関して疑義が生じた場合は、協議のうえ決定する。また、発注者が要請する緊急の連絡や協議等には、迅速に対応すること。
- (3) 受注者は、本業務を理解し、スムーズな運営を可能にするため、地方公共団体が発注した保健事業に対して、通算10年以上の経験がある保健師又は管理栄養士及び保健事業関連の一般事務職である者を有すること。

令和8年度 河津町後期高齢者健診日程

日程	健診受付時間	※セットで受けられる がん検診	会場
10月9日(金)	13:00~14:30	・肺がん検診 ・大腸がん検診	河津町保健福祉センター
10月13日(火)			
10月16日(金)			
10月19日(月)			
10月20日(火)			

令和8年度 河津町結果説明会日程

日 程		会 場
11月から12月	2日間(後日決定する。)	河津町保健福祉センター